省　令

○経済産業省令第四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法及び計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（校正の期間の特例）

第二条　登録事業者が計量器の校正に用いる特定標準器による校正をされた計量器であって経済産業大臣が公示するもの（以下「特例特定二次標準器」という。）の校正の期間は、規則第九十三条の規定にかかわらず、経済産業大臣が公示する期間とする。

（暫定的な最高測定能力を示す不確かさについての届出）

第三条　登録事業者は、その特例特定二次標準器に係る規則第九十三条に規定する期間が満了した後、前条に規定する期間（以下「特例期間」という。）において当該特例特定二次標準器を用いて計量器の校正をしたときは、暫定的な最高測定能力を示す不確かさ（特例期間に限って暫定的に適用される最高測定能力を示す不確かさをいう。）について、遅滞なく、別記様式による届出書に、当該暫定的な最高測定能力の決定に係る書類を添えて、機構に提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

届出書

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長　殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名　　印

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令第3条の規定に基づき、暫定的な最高測定能力を示す不確かさについて、別添資料を添えて届け出ます。

告　示

○経済産業省告示第百五十二号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令（平成二十三年経済産業省令第四十号）第二条の規定に基づき、特例特定二次標準器及びその校正の期間を次のように公示する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令第二条の規定に基づく特例特定二次標準器及びその校正の期間の告示

特例特定二次標準器	校正の期間
標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下「校正範囲」という。）が一ミリグラム以上二十キログラム以下のもののうち、平成二十年三月一日から平成二十一年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から四年
白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度がマイナス百八十九度のもののうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	その校正を行った日の翌月の一日から二年六月
貴金属熱電対であって、特定標準器による校正が行われる温度が千五百五十四度のもののうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から二年
ロータリエンコーダのうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から三年
ＩＳＯ型トロイダルスロート音速ノズルであって、校正範囲が〇・〇〇五グラム毎分以上二十キログラム毎分以下のもののうち、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から六年
レーザー干渉式振動測定装置であって、校正範囲が一ヘルツ以上五キロヘルツ以下のもののうち、平成二十年三月一日から平成二十一年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から四年六月
誘導分圧器であって、周波数が一キロヘルツの場合において、校正範囲が十ボルトのもの又は周波数が五〇ヘルツ以上六〇ヘルツ以下の場合において、校正範囲が百ボルトのもののうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	その校正を行った日の翌月の一日から二年六月
固定長エレメント型のダイポールアンテナであって、周波数が三十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のもののうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から三年
シリコン単結晶であって、校正範囲が二千三百二十キログラム毎立方メートル以上二千三百四十キログラム毎立方メートル以下のもののうち、平成十八年三月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から六年六月
実荷重式、こうかん式又は油圧式力基準機であって、校正範囲が圧縮力にあっては十ニュートン以上十メガニュートン以下のもの、引張力にあっては、十ニュートン以上一メガニュートン以下のもののうち、平成十八年三月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から六年六月
Ｉ型標準マイクロホンであって、校正周波数範囲が二十ヘルツ以上一万二千五百ヘルツ以下のもののうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から三年
ロックウエル硬さ標準片であって、校正範囲が二十ＨＲＣ以上六十五ＨＲＣ以下のもののうち、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から六年
露点計であって、校正範囲が露点で摂氏マイナス七十度以上八十五度以下のもののうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	その校正を行った日の翌月の一日から二年六月